

第2章 子どもの権利 比較表

資料4

1 四つの権利パターン（いわゆるユニセフの四つの権利パターン）

2 四つの権利パターン（守られる権利を組み替え）※藤野委員ベース

3 五つの権利パターン（2に「個別の状況に応じて支援を受ける権利」を追加）

4 権利を増やしたパターン ※齋藤委員ベース

大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目			
安心して生きる権利	(1) 命が守られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすこと。	安心して生きる権利	(1) 命が守られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすこと。	安心して生きる権利	(1) 命が守られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすこと。	安心して生きる権利と育つ権利	(1) 命が守られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすこと。			
	(2) 健康に配慮され、適切な医療を受けられること。		(2) 健康に配慮され、適切な医療を受けられること。		(2) 健康に配慮され、適切な医療を受けられること。		(2) 愛情と理解を持って育まれること。			
	(3) 愛情と理解を持って育まれること。		(3) 愛情と理解を持って育まれること。		(3) 愛情と理解を持って育まれること。		(3) いじめ、虐待、体罰などあらゆる形態の暴力を受けないこと。			
	(4) 性別、年齢、国籍、文化の違い、障がいの有無などを理由とした、あらゆる差別を受けないこと。		(4) いじめ、虐待、体罰などあらゆる形態の暴力を受けないこと。		(4) いじめ、虐待、体罰などあらゆる形態の暴力を受けないこと。		(4) いかなる差別も受けないこと。			
自分らしく成長する権利	(1) 遊ぶこと。	自分らしく生きる権利	(5) いかなる差別も受けないこと。	自分らしく生きる権利	(5) いかなる差別も受けないこと。	ありのままの自分でいられる権利	(5) 健康に配慮され、適切な医療を受けられること。			
	(2) 休むこと。		(6) あらゆる権利の侵害から逃れ、保護されること。		(6) あらゆる権利の侵害から逃れ、保護されること。		(1) 個性や他者との違いが認められ、人格が尊重されること。			
	(3) 学ぶこと。		(7) 適切な相談の機会が確保されること。		(7) 適切な相談の機会が確保されること。		(2) 自分の気持ちや価値観、希望が尊重され、不当な制限や否定を受けないこと。			
	(4) 個性や他者との違いが認められ、人格が尊重されること。		豊かに成長する権利		(1) 個性や他者との違いが認められ、人格が尊重されること。		学ぶ権利	(1) 教育を受けること。		
	(5) 自分の気持ちや価値観、希望が尊重され、不当な制限や否定を受けないこと。	(2) 自分の気持ちや価値観、希望が尊重され、不当な制限や否定を受けないこと。		(2) 自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れること。						
	(6)好きなことや夢に挑戦し、将来を自ら選択する機会が確保されること。	(3) 個別の必要に応じて支援を受けること		(4) プライバシーが保護されること。	休む権利と遊ぶ権利	(1) 休んだり、遊んだりできる安心できる居場所があること。				
	(7) 個別の必要に応じて支援を受けること。	(4) プライバシーが保護されること。		(5) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。		(2) 多様な学びの機会が確保されること。				
	(8) 多様な人や考え方との出会いや交流が得られること。	(5) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。		豊かに成長する権利	(1) 遊ぶこと。	意見を表す権利と参加する権利		(1) 自分の意見を表明し、まちづくりに参加すること。		
	(9) プライバシーが保護されること。	(1) 遊ぶこと。	(2) 休むこと。		(2) スポーツや芸術などの文化活動や地域の多様な社会的活動に参加する機会が確保されること。					
自分を守る権利と守られる権利	(1) いじめ、虐待、体罰などあらゆる形態の暴力を受けないこと。	(2) 休むこと。	(3) 学ぶこと。		(3) 仲間をつくり、仲間と集まること。					
	(2) いかなる差別も受けないこと。	(3) 学ぶこと。	(4)好きなことや夢に挑戦し、将来を自ら選択する機会が確保されること。		(4) 年齢と成熟度に応じ表明した意見が尊重されること。					
	(3) あらゆる権利の侵害から逃れ、保護されること。	(4)好きなことや夢に挑戦し、将来を自ら選択する機会が確保されること。	(5) 多様な人や考え方との出会いや交流が得られること。		(5) 自分に関わりのあることを、年齢や成長に応じて適切な支援を受けながら、決定又はその過程に参加できること。					
	(4) 適切な相談の機会が確保されること。	(5) 多様な人や考え方との出会いや交流が得られること。	(6) スポーツや芸術などの文化活動や地域の多様な社会的活動に参加する機会が確保されること。		自分を守る権利と守られる権利		(1) あらゆる権利の侵害から逃れ、保護されること。			
	(5) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。	(6) スポーツや芸術などの文化活動や地域の多様な社会的活動に参加する機会が確保されること。	参加する権利				(1) 必要な情報を得ること。	(2) 適切な相談の機会が確保されること。		
意見や考えを表明する権利と参加する権利	(1) 必要な情報を得ること。	参加する権利			(1) 必要な情報を得ること。		参加する権利	(2) 自分の意見を表明し、まちづくりに参加すること。	個別の状況に応じて支援を受ける権利	(3) プライバシーが保護されること。
	(2) 自分の意見を表明し、まちづくりに参加すること。				(2) 自分の意見を表明し、まちづくりに参加すること。			(3) 年齢と成熟度に応じ表明した意見が尊重されること。		(4) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
	(3) 年齢と成熟度に応じ表明した意見が尊重されること。			(3) 年齢と成熟度に応じ表明した意見が尊重されること。	(4) 自分に関わりのあることを、年齢や成長に応じて適切な支援を受けながら、決定又はその過程に参加できること。	(1) 子どもは国籍、性別、年齢、民族的出自、言語、宗教その他文化的背景、障がいの有無等によって差別や不利益を受けなく、ありのままの自分が尊重されること。				
	(4) 自分に関わりのあることを、年齢や成長に応じて適切な支援を受けながら、決定又はその過程に参加できること。			(4) 自分に関わりのあることを、年齢や成長に応じて適切な支援を受けながら、決定又はその過程に参加できること。	(5) 仲間をつくり、仲間と集まること。	(2) 障がいをもつ子どもたちが、個別の必要に応じて支援を受けることができること。				
	(5) 仲間をつくり、仲間と集まること。		(5) 仲間をつくり、仲間と集まること。	個別の状況に応じて支援を受ける権利	(1) 障がいのある子どもが、それを理由とした差別や不利益を受けず、尊敬をもって生活し、社会への積極的な参加が図られること。	(3) 国籍、言語等において少数の立場の子どもたちが、個別の必要に応じて支援を受けることができること。				
		(2) 国籍、民族的出自、言語、性あり方等において少数の立場の子どもが、それを理由とした差別や不利益を受けなく、ありのままの自分が尊重されること。	(4) 自らの意思で学習の方法を選ぶ子どもたちは、個別の必要に応じて支援を受けることができること。							